

V 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 外国法人の法人税の見直し（法9①、改正法附則25）</p>	<p>○ 外国法人の課税所得の範囲について、次に掲げる外国法人の区分に応じ、それぞれ次に定める国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課することとされました。</p> <p>イ 恒久的施設（外国法人の国内にある支店等一定のものをいいます。以下同じです。）を有する外国法人</p> <p>（イ） 恒久的施設帰属所得（注）</p> <p>（注） 恒久的施設帰属所得とは、外国法人が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、その恒久的施設がその外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その恒久的施設が果たす機能、その恒久的施設において使用する資産、その恒久的施設とその外国法人の本店等（外国法人の本店、支店等で、恒久的施設以外のものをいいます。以下同じです。）との間の内部取引（*）その他の状況を勘案して、その恒久的施設に帰せられるべき一定の所得をいいます。以下同じです。</p> <p>（*） 内部取引とは、外国法人の恒久的施設と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があったとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引が行われたと認められる一定のものをいいます。以下同じです。</p> <p>（ロ） 恒久的施設非帰属国内源泉所得（国内源泉所得のうち恒久的施設帰属所得以外のものをいいます。以下同じです。）</p> <p>ロ 恒久的施設を有しない外国法人 恒久的施設非帰属国内源泉所得</p>	<p>外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>（法10の3④、法令14の11⑥、改正法附則26②）</p>	<p>○ 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなった場合（その有することとなった日の属する事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限りです。）には、その有することとなった日に、その外国法人が設立されたものとみなして、欠損金の繰越控除制度等を適用することとされました。</p>	<p>恒久的施設を有しない外国法人が平28.4.1以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用されます。</p>
<p>（法14①二十三・二十四、改正法附則27）</p>	<p>○ 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなった場合又は恒久的施設を有することとなった場合について、その該当することとなった日等の前後でみなし事業年度を設けることとされました。</p>	<p>平28.4.1以後にこれらの事実が生ずる場合について適用され、同日前に旧法第14条第1項第23号及び24号に規定する事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。</p>
<p>（法138①一、②、法令176、181、改正法附則25）</p>	<p>○ 国内において行う事業から生ずる所得（改正前の国内事業所得）に代えて、恒久的施設帰属所得を国内源泉所得の1つとする見直しが行われました。</p>	<p>外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>（法141、改正法附則25）</p>	<p>○ 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、次に掲げる外国法人の区分に応じ、それぞれ次に定める国内源泉所得に係る所得の金額とされました。</p>	<p>同上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法142、法令184、改正法附則25)	イ 恒久的施設を有する外国法人 (イ) 恒久的施設帰属所得 (ロ) 恒久的施設非帰属国内源泉所得 ロ 恒久的施設を有しない外国法人 恒久的施設非帰属国内源泉所得 ○ 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるもの等を除き、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業につき、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算に関する規定に準じて計算した場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額とされました。	同 上
(法142の3、法令187、法規60の5、改正法附則25)	○ 外国保険会社等の恒久的施設に係る投資資産の額が、恒久的施設に帰せられるべき金額に満たない場合には、その満たない部分に相当する金額に対応する収益の額のうち一定のものは、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました。	同 上
(法142の4、法令188、法規60の6～60の9、改正法附則25)	○ 外国法人の恒久的施設に係る自己資本の額が、その外国法人の資本相当額のうち恒久的施設に帰せられるべき金額に満たない場合には、恒久的施設を通じて行う事業に係る負債利子等の額のうち、その満たない金額に対応する部分の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。	同 上
(法142の5、法令189、改正法附則25)	○ 外国銀行又は第一種金融商品取引業を行う外国法人が、資本に相当する負債を有している場合において、その負債に係る負債利子等の額のうち一定の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされました。	同 上
(法142の7、法規60の10、改正法附則25)	○ 外国法人の本店配賦経費について、その配分に関する計算の基礎となる書類の保存がない場合には、その書類の保存がなかった本店配賦経費については、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。	同 上
(法142の8、法令190、改正法附則30)	○ 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなった場合(恒久的施設の他の者への譲渡による場合等一定のものを除きます。)には、その有しないこととなった日の属する事業年度終了の時に恒久的施設に帰せられる資産(売買目的有価証券及び償還有価証券を除きます。)の評価益又は評価損は、その事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされました。	恒久的施設を有する外国法人が平28.4.1以後に開始する事業年度において恒久的施設を有しないこととなる場合について適用されます。
(法142の9、法令191、法規60の11、改正法附則25)	○ 外国法人の各事業年度の恒久的施設非帰属国内源泉所得に係る所得の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する規定等に準じて計算した金額とされました。	外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(法144の2、法令193～201、法規60の12～60の14、改正法附則25)	○ 恒久的施設を有する外国法人に対する外国税額控除制度が設けられ、その外国法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額について、控除限度額の範囲内で恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除することとされました。	同 上

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法146の2、法規62の2、62の3、改正法附則25)	<p>○ 恒久的施設帰属所得を有する外国法人は、その外国法人が他の者との間で行った取引でその取引から生ずる所得がその外国法人の恒久的施設に帰せられるものに係る明細を記載した書類及びその外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならないこととされました。</p> <p>○ 外国法人の法人税の見直しに伴い、上記のほか所要の整備が行われました。</p>	同上
<p>(2) 外国税額控除の見直し (法69①④⑥、81の15①、法令141の2、145の2～145の14、155の27の2、改正法附則28、29)</p> <p>(法69⑱⑳、81の15㉒㉓、法規30の2、30の3、37の7の2、37の7の3、改正法附則28、29)</p>	<p>○ 内国法人の外国税額控除の控除限度額の計算の基礎となる各種の国外源泉所得が定められ、その一つが国外事業所等に帰せられるべき所得(注)とされました。</p> <p>(注) 国外事業所等に帰せられるべき所得とは、内国法人が国外事業所等(国外にある恒久的施設に相当する一定のものをいいます。以下同じです。)を通じて事業を行う場合において、その国外事業所等がその内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その国外事業所等が果たす機能、その国外事業所等において使用する資産、その国外事業所等とその内国法人の本店等(内国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずる一定のものでその国外事業所等以外のものをいいます。以下同じです。)との間の内部取引(*)その他の状況を勘案して、その国外事業所等に帰せられるべき一定の所得をいいます。</p> <p>(*) 内部取引とは、内国法人の国外事業所等と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があったとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引が行われたと認められる一定のものをいいます。以下同じです。</p> <p>○ 外国税額控除の適用を受ける内国法人は、その内国法人が他の者との間で行った取引でその取引から生ずる所得がその内国法人の国外事業所等に帰せられるものに係る明細を記載した書類及びその内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならないこととされました。</p>	<p>内国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(3) 国外関連者との取引に係る課税の特例 (措令39の12⑨、39の112⑧、改正措令附則24、34)</p>	<p>○ 本制度の対象となる非関連者を通じた取引の範囲に、保険、信用の保証といった役務提供取引等が追加されました。</p>	<p>平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 外国法人の内部取引に係る課税の特例の創設 (措法66の4の3、措令39の12の3、措規22の10の3、改正法附則92)</p>	<p>○ 恒久的施設を有する外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額が過少となる時又は損金の額に算入すべき金額が過大となる時は、その内部取引は独立企業間価格によるものとされました。</p>	<p>外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(5) 国外所得金額の計算の特例の創設 (措法67の18、68の107の2、措令39の33の4、39の126の2、措規22の19の4、22の83、改正法附則102、125)</p>	<p>○ 内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、外国税額控除の控除限度額の計算の基礎となる国外所得金額の計算上、その内部取引に係る収益の額が過大となる時又は損失等の額が過少となる時は、その内部取引は独立企業間価格によるものとされました。</p>	<p>内国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度の国外所得金額の計算について適用されます。</p>